

令和 6 年第 1 回臨時会

九十九里町議会会議録

令和 6 年 1 月 23 日

九十九里町議会

令和6年第1回九十九里町議会臨時会会議録

目 次

○招集告示	1
第 1 号 (1月23日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
・議案第2号 九十九里町学校施設整備基金条例の制定について	
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
・議案第3号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
○閉会の宣告	12
○署名議員	13

令和 6 年第 1 回九十九里町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 6 年 1 月 1 6 日

九十九里町長 浅 岡 厚

1 期 日 令和 6 年 1 月 2 3 日

2 場 所 九十九里町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 九十九里町学校施設整備基金条例の制定について
- (3) 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

令和 6 年第 1 回九十九里町議会臨時会会議録（第 1 号）

令和 6 年 1 月 23 日（火曜日）

令和6年第1回九十九里町議会臨時会

議 事 日 程 （第1号）

令和6年1月23日（火）午前9時31分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 議案第2号 九十九里町学校施設整備基金条例の制定について

日程第 7 議案第3号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員 （12名）

1番	小野谷 元 伸 君	2番	阿 井 賢 一 君
3番	松 井 由美子 君	4番	西 村 み ほ 君
5番	小 川 浩 安 君	6番	原 田 教 光 君
8番	中 村 義 則 君	9番	古 川 徹 君
11番	善 塔 道 代 君	12番	細 田 一 男 君
13番	高 橋 功 君	14番	谷 川 優 子 君

欠席議員 （2名）

7番	鏑 田 貴 俊 君	10番	内 山 菊 敏 君
----	-----------	-----	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	教 育 長	藤 代 賢 司 君
総 務 課 長	篠 崎 英 行 君	企画政策課長	羽 斗 伸 一 君
財 政 課 長	鈴 木 桂 君	住 民 課 長	鵜 澤 康 子 君

健康福祉課長	鶴岡正美君	社会福祉課長	古川紀行君
農林水産課長	篠崎肇君	商工観光課長	古関保君
ガス課長	山口義則君	教育委員会 教務局長	鍵田貴賜君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原隆行君	書記	鈴木克奈君
------	-------	----	-------

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9 時 3 1 分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は12名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回九十九里町議会臨時議会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（中村義則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

3 番 松 井 由美子 君

1 1 番 善 塔 道 代 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（中村義則君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（中村義則君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本臨時会の議案として、町長より議案第1号から議案第3号の送付があり、これを受理いたしました。

次に、本臨時会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた

者は、町長、浅岡厚君であります。また、町長より本臨時会の説明者として委任した旨通知のあった者は、お手元に配付のとおりでありますので御了承願います。

◎日程第4 行政報告

○議長（中村義則君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第1回九十九里町議会臨時会の開催に当たり、御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方には、公私とも御多用の中、急な招集にもかかわらず、多数の御出席を賜り、本臨時会が開催できますことに厚く御礼申し上げます。

本臨時会が令和6年初の議会となります。改めまして明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。また、町議会のますますの発展並びに議員の皆様方の御健勝をお祈り申し上げます。

まず初めに、このたびの能登半島地震及び日航機事故により亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様並びにその御家族の皆様にご心より御見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復興、そして被災された皆様の生活が一日も早く平穏に復することを祈り申し上げます。

なお、友好姉妹都市である富山県上市町が災害救助法の適用を受けたことから、去る1月10日に中村議長と共に御見舞いに訪問させていただきました。また、能登半島地震富山県上市町義援金の募金箱を役場庁舎、中央公民館、保健センター、つくも学遊館に設置し受け付けております。趣旨を御理解いただき、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和5年第4回議会定例会以降の主な事業について御報告いたします。

昨年12月28日から30日にかけて歳末特別警戒を実施いたしました。消防団の皆様のご御尽力により、町民の皆様が安心して年末年始を迎えることができました。

新年を迎え、元日には片貝中央海岸において元旦祭が開催され、多くの人でにぎわいました。本年は天候にも恵まれ、雄大な九十九里浜から昇る美しい初日の出を楽しんでいただくことができました。

1月7日には、町中央公民館において、成人式「はたちのつどい」が開催されました。本町では129名の方が新成人として新たな一步を踏み出しました。輝かしい前途を御祈念申し上げますとともに、これからの九十九里町を築く力となってくれることを期待するところです。

1月8日には、サンライズ九十九里において消防出初式が挙行されました。消防活動に御尽力された団員や関係者が表彰の栄に浴されました。町民の安全な暮らしのため、日夜活動してくださる消防団の皆様に、この場をお借りして改めて感謝申し上げる次第でございます。

今年度も残すところ2か月余りとなりました。各種事業の遂行に職員一丸となって取り組んでおりますので、議員の皆様方には引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本臨時会において御審議いただく議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、エネルギー、食品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する物価高騰対応重点支援地方臨時交付金の関連予算が、国会において令和5年11月29日に可決、成立されました。町として、この交付金を活用した事業を実施するための所要予算について急施を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年12月13日に令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第7号）を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

議案第2号 九十九里町学校施設整備基金条例の制定についてでございますが、学校施設の計画的な保全、建て替え、解体などをする際に要する財政負担を平準化するために、地方自治法第241条第1項の規定により条例を制定するものでございます。

議案第3号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、戸籍証明書の広域交付等に係る手数料を定めるとともに、所要の整備をする必要があることから、本条例の一部を改正するものでございます。

以上が議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げます。御挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

◎日程第 5 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

○議 長（中村義則君） 日程第 5、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第 1 号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

6 ページの 1 点だけお伺いしたいと思います。

6 ページの18節、物価高騰対策緊急支援金で、障害福祉サービス事業者に40万円となっているんですけども、これの内訳は事業者が何事業所で、また、どういった支援金というか、どういった交付目的かについてお伺いします。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、古川紀行君。

○社会福祉課長（古川紀行君） お答えいたします。

ただいまの件でございますが、事業所数につきましては4事業所に各10万円ずつ、こちらを予定しております。ちなみに1月25日にはこちらのほうを振り込む予定としております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 10万ぐらいでは各事業所の、本当に交付金がどのような目的で使われるのか、そういった調査というのをしていますかね。10万ぐらいで。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、古川紀行君。

○社会福祉課長（古川紀行君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、限られた予算の中で、町の中で配分して、少しでも困っているところがあれば助けられればという気持ちでこちらの金額となっております。ちなみにこれは令和4年度にも10万円という同じ額でやっていたということもございまして、そちらの額にさせていただきました。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 限られた財源というのは分かるんですけども、今、事業所も本当に大変な状況で、働いている人たちの賃金も上がっているわけじゃなかったりするんで、もう少しその事情はよく確認してお願いします。

終わります。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第2号 九十九里町学校施設整備基金条例の制定について

○議長（中村義則君） 日程第6、議案第2号 九十九里町学校施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長、鏈田貴賜君。

（提案理由説明）

○議長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

文言の説明で確認したいんだけど、第4条の下の繰替運用、第5条、その文言の中で、最後のほうに、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金、これは歳計現金と読んでいいのかな。この歳計現金というのの内容を説明していただきたいと思います。

もう1点、第6条、1項は理解できるんだけど、2項、3項、預金保険法にのっとって保全措置として相殺を行うために、町債の償還財源に充てるときこの基金のお金を使える。3項には、農水産業協同組合貯金保険法、同法第2条第2項に規定する貯金等の保全措置として相殺を行うために、町債の償還財源に充てるときとなっているんだけど、これは学校をあれするの町債の償還財源に充てるということは措置の仕方は違うと思うんだけど、その点はどうか。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

初めに第5条の歳計現金に繰り替えてということでございますが、こちらは一般会計に振り替えて運用することができるというような意味合いでございます。それから、第6条の2項、3項にございます町債の償還財源に充てるときというところでございますが、こちらは万が一金融機関が破綻したときなどに、債権の金融機関に倒産等があった場合に、もしそこに町の債権があった場合に相殺しますよということでございます。こちら基金を預け入れるのに当たりまして、財政課と協議しながら、どこに基金の積立てをするかは決定していくわけでございますけれども、もしそうなった場合、倒産等あった場合に、町が負債等を抱えていた場合には相殺しますよということの意味合いでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第２号 九十九里町学校施設整備基金条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第３号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中村義則君） 日程第７、議案第３号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第３号について、提案理由の説明を求めます。

住民課長、鵜澤康子君。

(提案理由説明)

○議長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前１０時０４分)

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

(午前１０時０６分)

○議長（中村義則君） ただいま、住民課長鵜澤康子課長からの説明の中で、手数料１通につき700円のところを400円と言い間違えてしまいましたので、訂正のほうの届出がありましたので、御了承お願いいたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長(中村義則君) これで本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年第1回九十九里町議会臨時会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時08分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 中 村 義 則

署 名 人 松 井 由 美 子

署 名 人 善 塔 道 代